

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）  
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第1項（変更なし）	第1条～第2条第1項（省略）
<p>第2条</p> <p>2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表2</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。</p> <p>3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表3</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。</p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>	<p>第2条</p> <p>2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表3</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。</p> <p>3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表4</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。</p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>
第3条～第8条（変更なし）	第3条～第8条（省略）
<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p>	<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p>
第9条第2項～第13条（変更なし）	第9条第2項～第13条（省略）
<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表3に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>	<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表4に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>
第15条～第16条、表1（変更なし）	第15条～第16条、表1（省略）
<p>表2 <u>甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、及び処理能力</u></p> <p>（旧表2を削除し旧表3に差替え、以下修正）</p> <p>①処分事業場に早来支店を追加</p> <p>②<u>廃石綿等の処分事業場から札幌工場を削除</u></p>	表2、表3（省略）

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）  
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p>表3 <u>最終処分場の場所、方法及び処理能力</u> (旧表4に差替え、以下修正)</p> <p>① <u>事業場記載順 50音順</u></p> <p>② <u>ツネイシカムテックス(株)</u> <u>S.P.E.C(株)</u> <u>太平洋セメント(株) 熊谷工場</u> <u>太平洋セメント(株) 埼玉工場</u> <u>太平洋セメント(株) 大分工場</u> <u>(株)京都環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 栃木工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 横瀬工場</u> <u>以上8事業場を削除</u></p> <p>③ <u>(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 赤穂工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 九州工場</u> <u>麻生セメント(株) 田川工場</u> <u>以上4事業所を追加</u></p> <p>④ <u>所在地を許可証通り表示</u></p> <p style="text-align: right;">(2018年6月1日)</p>	<p>表4 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2018年4月27日)</p>
<p>第1条～第16条 (変更なし)</p> <p>表1 乙の事業の範囲 <u>川崎工場削除</u> (川崎工場の事業範囲は三友プラントサービスに移管されました)</p> <p>表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 川崎工場を削除</u></p> <p>表3 <u>最終処分場の場所、方法及び処理能力</u> (以下修正)</p> <p>④ <u>新井総合施設(株)</u> <u>君津環境整備センター追加</u></p> <p>⑬ <u>大平興産(株)大塚山第三処分場</u> <u>施設の処理能力訂正</u> <u>2,937.275 m<sup>3</sup></u></p> <p style="text-align: right;">(2018年9月3日)</p>	<p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>表1 (省略)</p> <p>表2 (省略)</p> <p>表3 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2018年6月1日)</p>